

鹿沼市乳児等通園支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため鹿沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年3月18日条例第5号。以下「条例」という。）に規定する、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(事業所)

第3条 乳児等通園支援事業は、次に掲げる事業所において実施する。

- (1) 保育所
- (2) 幼稚園
- (3) 認定こども園
- (4) 地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）
- (5) 認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に基づき鹿沼市に届け出された認可外保育施設）
- (6) 企業主導型保育施設（「企業主導型保育事業等の実施について」（平成29年4月2日・府子本第370号・雇児発0427第2号）に基づき内閣府から助成を受けている施設）
- (7) その他市長が適当と認める事業所

(事業認可)

第4条 乳児等通園支援事業を実施する事業者（以下「実施事業者」という。）は、条例のほか鹿沼市乳児等通園支援事業認可要綱に定める基準に基づき、本市の認可を受けて事業を実施するものとする。

(対象児童)

第5条 乳児等通園支援事業の対象となる児童は、利用当日において0歳6か月から満3歳未満の児童のうち、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

- (1) 鹿沼市内に居住している児童
- (2) 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っていない児童

(実施方法)

第6条 乳児等通園支援事業の実施方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施事業者は、利用を希望する保護者に対し、利用可能日、利用時間、サービス内容及び徴収する金額等について書面によって説明を行い、同意を得なければならない。
- (2) 実施事業者は、集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録する。

(3) 実施事業者は、第9条第2項に規定する乳児等通園支援事業の利用認定を受けた児童の保護者（以下「利用保護者」という。）に対し、必要に応じて面談や子育てのアドバイス等を行う。

(4) 実施事業者は、乳児等通園支援事業を利用中に要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、こども・家庭サポートセンターに情報提供を行うこととする。また、当該児童の保育および保護者との面接対応に際して、こども・家庭サポートセンターに必要な対応について相談を行うなど、関係機関との連携に努める。

(5) 保育に慣れるまで時間のかかる児童への対応として、利用の初期に親子通園を取り入れることを可能とする。ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないように留意しなければならない。

（開設日、開設時間及び利用定員等）

第7条 開設日、開設時間及び利用定員は、実施事業者がニーズや受け入れ体制に鑑み適切に設定しなければならない。

2 実施事業者は、開設日、開設時間、利用定員及び給食の提供の有無等のサービス内容をあらかじめ明示しておかなければならない。

（利用時間等）

第8条 乳児等通園支援事業を利用する児童（以下「利用児童」という。）の1か月あたりの利用時間の上限は10時間とする。なお、利用時間は、当月分のみ有効であり、未利用時間について翌月以降に繰り越すことはできない。

2 同一月に複数の施設を利用することはできない。ただし、市内での転居等やむを得ない事情がある場合、月途中に利用施設を変更することができる。

3 実施事業者は、利用児童の利用時間の管理を行わなければならない。

4 利用予約のキャンセルの取り扱いについては別に定める。

（認定）

第9条 乳児等通園支援事業の利用を希望する児童の保護者は、乳児等通園支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、乳児等通園支援事業の利用認定の可否を決定し、その結果について当該申請をした保護者に乳児等通園支援事業利用（承認・不承認）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の審査に関して必要があると認めるときは、利用保護者の同意を得た上で公簿等を閲覧し確認できるものとする。

（届出等）

第10条 利用保護者は、乳児等通園支援事業の利用認定を受け、その旨の通知を受けた日以後、申請の内容に変更が生じたとき又は乳児等通園支援事業の利用認定を取り下げるときは、乳児等通園支援事業変更（取下げ）届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合で必要があると認めたとき又は公簿等により認定通知書の内容に変更があったと確認できた場合は、認定通知書の内容を変更し、

又は乳児等通園支援事業の利用認定を取り消すことができる。

- 3 前項の規定により変更又は取り消しを行った場合、市長は利用保護者に乳児等通園支援事業利用変更（取下げ）承認・不承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（事前面談）

- 第11条 利用保護者が初めて利用する事業所においては、利用開始前までに事前面談を行うこととする。

（利用申込み）

- 第12条 前条による事前面談の結果、事業の利用が可能と判断された後、利用保護者は利用希望日の予約を行うこととする。

（利用者負担額等）

- 第13条 実施事業者は、乳児等通園支援事業を実施するために必要な経費の一部（以下「利用者負担額」という。）及び乳児等通園支援事業の利用に係る費用の実費相当額を利用保護者から徴収することができる。

- 2 利用料金は、一人1時間あたり300円を標準とし、実施事業者が設定する。

- 3 給食費、おやつ代その他保育教材費等の実費徴収に係る費用については、利用保護者の同意を得た上で、必要に応じて実施事業者において定めた金額を徴収する。

- 4 実施事業者は、前項に規定する金額をあらかじめ運営規程に記載しなければならない。

- 5 利用保護者は、施設が定めた利用者負担額及び実費相当額を実施事業者に支払うものとする。

（利用者負担額の減免）

- 第14条 市長は、経済的事情その他特別の理由があると認められるときは、別表1のとおり利用者負担額を減免することができる。

- 2 利用者負担額の減免を受けようとする利用保護者は、市長に利用前に減免に関する申請を行い、市長の承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の審査に関して必要があると認めるときは、利用保護者の同意を得た上で公簿等を閲覧し確認できるものとする。

（委託金）

- 第15条 市長は、実施事業者に対し、実績報告に基づき、別表2に規定する金額をこの事業の実施に要する費用として支払うものとする。

- 2 費用の支払いの方法等については、別に定める。

（実績報告）

- 第16条 実施事業者は、毎月の事業の利用状況について、市長に報告するものとする。

- 2 市長は、必要に応じ実施事業者に対して、事業に関する報告を求めることができる。

（不審者の侵入に対する備え）

- 第17条 実施事業者は、不審者の侵入に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

（保存期間）

- 第18条 実施事業者は、乳児等通園支援事業実施にあたり作成又は受領した書類につい

て、事業実施後5年間保管しなければならない。

(個人情報の保護)

第19条 実施事業者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。なお、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、令和7年7月1日から実施する。

別表 1

減免

下記の児童を受け入れる場合においては、当該児童が利用した延べ利用時間 1 時間あたり下記の金額を減免する。

世帯区分	単価
生活保護法による被保護世帯児童	3 0 0 円
市町村民税非課税世帯児童	3 0 0 円

別表 2

①基本分

受入総児童の延べ利用時間に 1 時間あたり下記の金額を乗じた金額とする。なお、児童の年齢に応じた単価については、年度当初の年齢に応じた単価とする。

年齢	単価
0 歳児	1, 3 0 0 円
1 歳児	1, 1 0 0 円
2 歳児	9 0 0 円

②加算分

下記の児童を受け入れる場合においては、当該児童が利用した延べ利用時間 1 時間あたり下記の金額を乗じた金額を加算する。ただし、複数の加算に該当する場合、いずれか一つのみ適用することとする。

区分	単価
障害児	4 0 0 円
要支援家庭の児童	4 0 0 円
医療的ケア児	2, 4 0 0 円

様式第 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

鹿沼市長 宛

申請者（保護者等）

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

乳児等通園支援事業利用申請書

鹿沼市乳児等通園支援事業を利用したいので、鹿沼市乳児等通園支援事業実施要綱第 9 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

利用 児童	(フリガナ) 氏 名		生年月日 (満年齢)	利用開始希望日
	()		年 月 日 (歳)	年 月 日
	()		年 月 日 (歳)	年 月 日
緊急 連絡先	児童との続 柄	氏名		電話番号

申請にあたって同意していただく事項
1 認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設を利用している場合は、申請できません。
2 審査にあたって必要があると認めるときは、公簿等を閲覧することがあります。
3 申請書等に記載した内容は、事業に関する情報として必要と認められる場合に、本事業を実施している施設・事業者提供することがあります。
4 1 か月の利用時間は 10 時間が上限です。10 時間を超えての利用分については、本事業の対象外です。
5 同月に複数の事業実施施設を利用することはできません。
6 申請内容が事実と相違した場合は、利用を取り消すことがあります。
7 利用承認後、承認通知書の内容に変更が生じた場合は、すみやかに鹿沼市乳児等通園支援事業利用認定変更（取り下げ）届出書を提出してください。

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長 松 井 正 一 印

乳児等通園支援事業利用（承認・不承認）通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった鹿沼市乳児等通園支援事業の利用について、次のとおり決定したので、鹿沼市乳児等通園支援事業実施要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

1 承認します

承認番号	
児童氏名	
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	1 利用の際は、必ず利用予定の施設に事前連絡をしてください。 2 次のいずれかに該当するときは、利用することができませんので、ご了承ください。 (1) 施設が定める登園停止事由（感染症の罹患など）に該当するとき。 (2) 1 か月の利用時間が 1 0 時間を超えたとき。 (3) 児童が保育所等に入園したとき。 (4) その他市長が利用を不適當と認めるとき。 3 申請内容に変更があったときは、必ずご連絡ください。

2 承認しません

理 由	
-----	--

年 月 日

鹿沼市長 宛

申請者（保護者等）

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

乳児等通園支援事業変更（取下げ）届出書

鹿沼市乳児等通園支援事業の利用にあたり、次のとおり変更が生じたので、届け出ます。
利用の変更にあたり、鹿沼市が住民基本台帳等必要な公簿の照会・調査等を行うこと又は、
求めに応じ、施設・事業者に資料を提供することについて同意します。

変更事項

対象児童名		
生年月日	年 月 日	
変更内容	変更前	変更後
変更理由		

第 年 月 日 号

様

鹿沼市長 松 井 正 一 印

乳児等通園支援事業利用変更（承認・不承認）通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった鹿沼市乳児等通園支援事業の利用について、次のとおり決定したので、鹿沼市乳児等通園支援事業実施要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

対象児童名		
生年月日	年 月 日	
変更内容	変更前	変更後
変更理由		